

電話設備整備事業に関する仕様書

1 事業名称

電話設備整備事業

2 事業場所

京都府木津川市城山台九丁目地内
相楽中部消防組合消防本部新庁舎

3 履行期間

契約の翌日 ～ 令和8年3月27日
(なお、積算に係る標準工期は3ヶ月とする。)
使用(一部)開始日については、組合の指示による。

4 事業内容

本工事は、相楽中部消防組合消防本部新庁舎へ電話交換機設備(以下「P B X」と呼ぶ)、電源装置、周辺機器等を設置し、各フロアでの多機能電話機、一般電話機等の接続工事を行うものである。

5 設置条件

電話回線としては、「ひかり電話」と「アナログ回線」を導入するものとする。
また、相楽中部消防組合消防本部新庁舎は、本仕様書作成日現在工事中であり、竣工までに仕様の一部が変更になることがある。

6 調達の対象条件及び仕様

(1) 調達の対象

本仕様書に掲げる物品の調達一式と物品の搬入、据付、データ設定、調整、物品交換、回線接続試験、配線工事等の作業全般とする。

また、調達物品の設置に伴い必然的に必要となる物品等及び電話回線接続に必要な付属品等については、本仕様書の記載の有無に関らず提供するものとする。

(2) 調達にかかる費用積算の前提条件

次の各経費の合計を積算すること。

ア 本仕様書に掲げる物品一式の物品費

イ 本仕様書に掲げる一式の工事費

ウ 納入機器については、納入日以降1年間の瑕疵期間を含むこととする。

機器は国内メーカー製品とし、緊急障害時には修理部品等が速やかに手配できる体制が確立しているメーカー機器であること。また、納入後10年間は保

守部品の提供ができること。

(3) 調達物品及び構成内訳、その他技術的要件

調達する物品については以下を満たすものとする。

ア 機器構成

項	品名	数量	備考
1	電話交換機本体	1 式	
2	バッテリー	1 式	
3	多機能電話機	6 3 台	壁掛用品 2 4 台
4	一般電話機	8 台	壁掛用品 8 台
5	外部機器専用無停電電源装置	1 台	
6	スイッチングハブ	1 台	
7	1 9 インチラック	1 台	
8	簡易防塵ケース	2 台	

イ 収容回線

回線種別		数量		備考
		現用	実装	
局線	I P 局線	12ch	16ch	
	アナログ局線		8 回線	ひかり 電話迂回回線
専用線	IP 専用線 (SIP)	8ch	16ch	
内線	多機能内線	78 回線	80 回線	災害時専用 15 回線
	一般内線	10 回線	16 回線	FAX 2 回線
その他	放送装置	1 回線	2 回線	

ウ 機器仕様

(ア) 電話交換機本体

a 交換方式

項目	方式
制御方式	蓄積プログラム制御
通話路方式	時分割交換

b 環境条件

(a) 周辺温度 0 ～ + 4 0 ℃ (推奨 : 1 8 ～ + 3 0 ℃)

- (b) 温度 20～85%RH 結露のないこと
(推奨：50～60%RH)

c 電源条件

入力電源 AC100V±10V、48～62Hz

d サービス機能

(a) 外線発信

- ・自動選局発信/方路選局発信
- ・リダイヤル
- ・電話帳発信(短縮発信)
- ・ワンタッチダイヤル
- ・発信者番号通知/非通知機能
- ・個別発番号通知

(b) 外線着信

- ・着信履歴蓄積
- ・代理応答
- ・外線別着信音種指定
- ・外線別個別着信
- ・外線別グループ着信
- ・迷惑電話拒否
- ・FAX着信お知らせ
- ・応答待ち合わせガイダンス送出

(c) 保留・転送

- ・システム/パーク保留
- ・外線自動転送
- ・無応答転送
- ・不在転送
- ・話中転送

(d) システム機能

- ・会議通話
- ・サービスクラス
- ・夜間モード切替(自動/手動)
- ・TEL/FAX 自動切替
- ・IVR 機能

(e) 録音機能

- ・録音時間最大 2000 時間以上
- ・通話録音
- ・さかのぼり録音
- ・留守番電話/外線着信代行
- ・留守番電話モニタ(居留守応答)

- ・メールボックス間メッセージ転送
 - ・メッセージ検索/並び替え
- (f) 保守運用機能
- ・オンライン/オフラインデータ設定
 - ・Web ブラウザ設定

e 番号計画

	番号
局線発信	0
内線番号	XX～XXXX
サービス特番	X～XXXX

(イ) バッテリー

- ・停電保障 3 時間以上
- ・耐用年数 9 年以上

(ウ) 多機能電話機

- ・LCD 表示 全角 14 桁(半角 28 桁)×4 行以上、漢字/かな/カナ/英数
- ・オートダイヤルボタン 30 個以上(フリーファンクションキー)
- ・機能ボタン(発信/着信履歴、電話帳、メニュー、十字キー、スピーカ、短縮、発信、保留)
- ・電話帳
- ・発信/着信履歴
- ・着信表示ランプ

(エ) 一般電話機

- ・フッキングボタン
- ・再送ボタン
- ・DP(10/20PPS 切替)・PB
- ・呼出音量切替
- ・呼出音色切替
- ・受話音量切替
- ・着信ランプ

エ 工事仕様

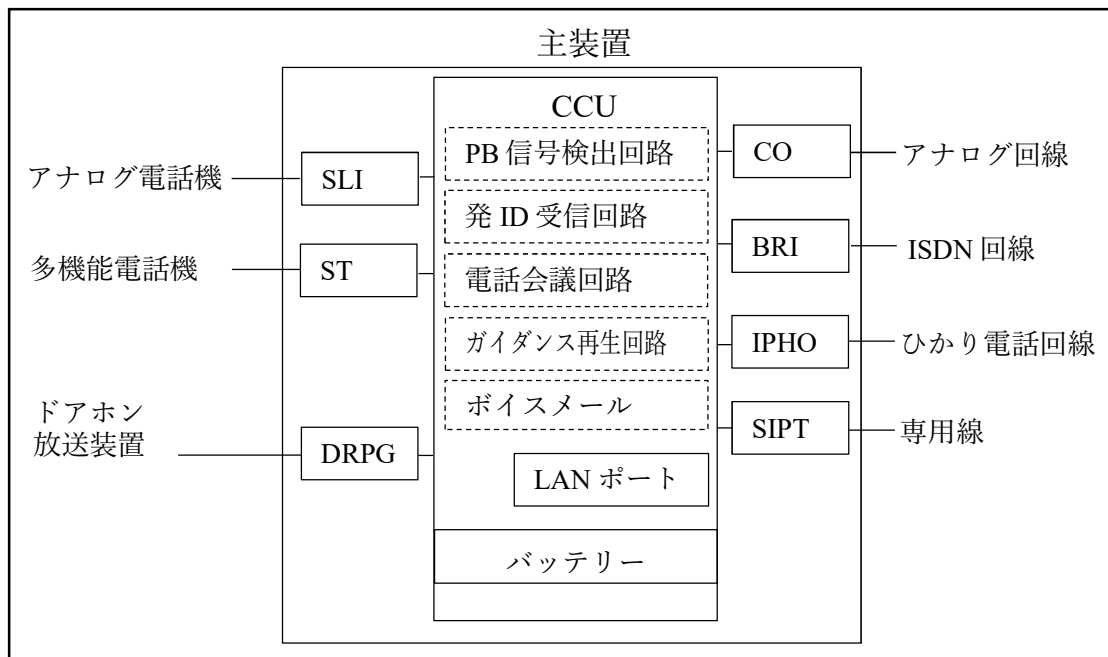
(ア) 本庁舎は 3 棟で構成され MDF から端末電話機までの通信線を準備し消防本庁棟、車庫棟、訓練棟での運用に余裕があるよう設計すること。(別紙参照)

(イ) 災害発生時には対策室にて災害時専用回線(電話機)を設置し運用できること。

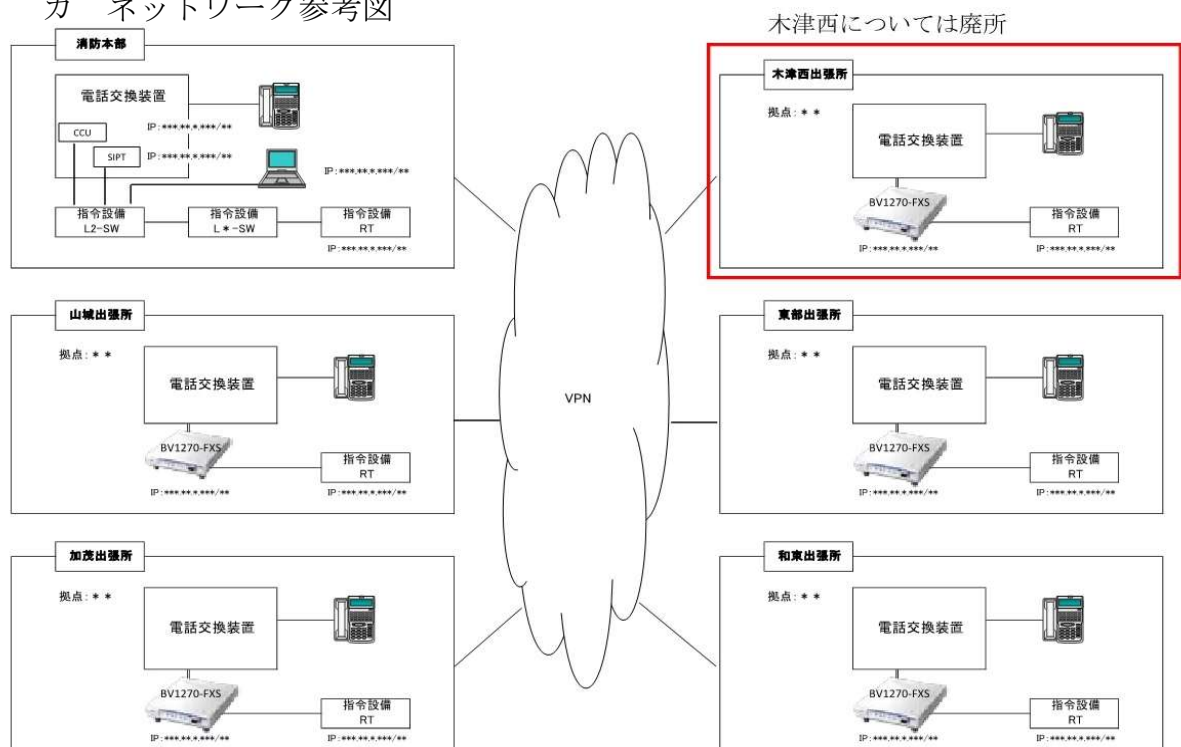
(ウ) 本システムは指令回線への乗入れ構成であり指令設備業者と通信に関わ

- るアドレス等調整すること。(ネットワーク参考図)
- (エ) 電話交換機設備は既存電話機操作(運用)に準ずること。
- (オ) 電話交換機設備に関わる通信機器は 19 インチラックに搭載できること。
- (カ) 本システムは電話交換機設備で各出張所へ既存 SIP 専用線装置(BV1270-FXS)に接続し相互通話を可能とするよう構成すること。
- (キ) 本部及び各出張所(東部出張所を除く)をひかり電話回線移行に伴い電話交換装置へ局線収容をすること。

オ 中継方式図



カ ネットワーク参考図



7 納入日

建物引渡し後(相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎建設工事 工期:令和7年10月31日)の納入とし、納入日は監督員の指示による。

また、新消防庁舎での業務開始を令和8年3月23日(月)(予定)としているため、業務開始日までに物品を調達し、正常稼動を確認して納品すること。

8 納品場所及び工事場所

(1)PBX本体 相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎2階指令センター機械室

(2)PBX収容端末 別添の図面による。

上記、(1)、(2)以外に必要な配線・設備等の工事がある場合には、発注者と協議の上実施すること。

9 設備設置に関する要件

納品日の前日までに調達物品設置場所に対して、以下の内容を実施し、確実に業務が終了するよう迅速に対応すること。なお、業務については、発注者側の指示に基づき協議の上実施すること。

(1)事前調査

ア システム構築に必要な調査・確認

現状の局線番号(ダイヤルイン含む)・内線番号計画・内線代表・内線代理応答・内線サービスクラス・各種サービス番号計画、局線応答等、システム構築に必要な調査を実施、確認すること。

イ 搬入方法の調査・確認

物品の設置場所、搬入ルート等を調査し、養生が必要な場所の確認及び養生方法等を確認すること。

ウ 工事の調査・確認

(ア)既設PBXとの切替施工方法の調査・確認を実施し、発注者の承諾を得ること。

(イ)現状の内線電話機の設置位置、内線番号を調査・確認し現状確保に努めること。

(ウ)その他、現状周辺機器の調査・確認を実施し現状確保に努めること。

(2)設置・設定条件

ア 本工事は、物品の搬入、据付、データ設定、調整、物品交換、回線接続試験、配線工事、既設物品等に関する全ての工程が含まれているものとする。

イ 本工事では調達物品の単体試験及び総合試験を実施し、正常性の確認を行うこと。

ウ 内線電話機等の具体的な配置については、発注側と協議し、その指示に従うこと。

エ 切替に関しては、発注側の業務に極力支障のないよう配慮し、計画的に行う

こと。また、作業日程と体制については発注側と協議し、その指示に従い作成した上提示すること。

オ 新庁舎への業務移転スケジュールに合わせ、業務に支障のないように対応すること。

カ P B Xは床面等へ固定し、端子盤への接続を行うこと。

キ 多機能電話機のボタン割付は運用に応じて設定を行うこと。

ク 災害時用多機能電話機には「災害用」の表示を行うこと。

ケ 専用線の設定及びレベル調整を行うこと。

コ 受注者は、本仕様書に明記されていない細部の事項について当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

1 0 提出書類

原則として、契約書約款に記載されている書類を提出する。ただし、記載がない場合については、発注側との協議の上、以下の書類を提出する。

(1) 契約後提出を要する書類等

- ・ 契約書
- ・ その他、発注者側が必要とする資料

(2) 作業完了後に提出する資料

- ・ 工事完了届
- ・ 完成図書
P B X完成資料・内線電話機設置図等資料・内線メニュー表等
- ・ 導入機器写真、工事写真等
- ・ 相楽中部消防組合消防本部新庁舎内線電話機に適した簡易取扱説明書(P B X切り替え前に提出を求める場合有り)及び操作マニュアル等一式

1 1 工事者の義務

本工事の工事者は、労働安全管理規則等関係法を遵守し、常に安全管理に必要な処置を講ずること。

1 2 適用法令等

本仕様書に記載する個別仕様によるもののほか、以下の関係法令ならびに規格等を適用するものとする。

- (1) 電気通信設備に関する技術基準
- (2) 電気通信事業法
- (3) 有線電気通信法
- (4) 端末設備等規則
- (5) 日本工業規格(J I S)

1 3 保守

検収後、P B Xの機能を完全に維持し、相楽中部消防署各出張所（5拠点）を含めた電気通信の円滑な運用を行うため、別途定期保守契約を締結すること。

1 4 その他

- (1) 各業務工程の進捗状況は、適宜発注者側に報告すること。
- (2) 業務を進めるにあたり、発注者側の指示が必要なときは、速やかに報告して事実を確認の上、必要な措置をとること。
- (3) 必要に応じて、既存構築業者等、業務実施にあたって必要となる関係事業者等とは連絡体制を明確にし、連携・調整を図り業務を進めること。
- (4) 設置場所への搬入・据付・調整等作業は、発注者との協議の上実施すること。
- (5) 施工前後は床面等の清掃を行い、塵・ゴミ等撤去すること。
- (6) 機器等の搬入・組立後の空箱等の搬入材は、速やかに撤去・廃棄すること。
- (7) 新庁舎への入退室にあたっては、発注者側または発注者側が定める監督員の指示に従うこと。
- (8) 本工事の施工場所に隣接する既存設備に対しては、運転を妨げる事のないように十分に注意すること。
- (9) 資材運搬等の車両運行に際しては、事故防止のため交通安全管理に努めること。
- (10) 工事作業員には、作業方法・作業手順等を十分に指示し、必要な安全対策を施してから作業を行い、労働災害等の発生の未然防止に努めること。
- (11) 本工事に必要な現保守業者等への申請手続きは全て請負者が代行して行うものとする。
- (12) 電話設備の円滑な運用を図るため、関係職員に対して当本部が必要と認める期間運用教育を実施すること。
- (13) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上定める。